

## 伊丹市交通局事後審査型制限付一般競争入札（委託業務）公告共通事項

### 1. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 伊丹市自動車運送事業契約に関する規程（平成23年交管理規程第3号。以下、「規程」という。）により準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号。以下「規則」という。以降は、規則を根拠とする文言は、規程により準用するものとして取り扱う。）第14条に規定する指名競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 入札公告（以下、「公告」という。）の日現在において国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）がなされていないこと。
- (4) 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限、本市の入札参加停止基準に基づく入札参加停止（以下、「資格制限等」という。）を受けていないこと。
- (5) 本市と参加者との間で参加希望入札案件の入札参加申込期間の最終日から入札最終日までの間に参加者の責に帰すべき事由による履行遅滞や不完全履行が存在しないこと。
- (6) 下記ア及びイに該当しないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
  - イ 当該業務の入札（開札）日前6ヵ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。
- (7) 配置予定技術者は、請負業者と直接的かつ恒常的な（入札参加申請締切日以前に3ヵ月以上）雇用関係を有している者に限る。
- (8) 地域条件を設定する場合において公告に記載されている「支店」については、特段の記載のない限り、支社、営業所等その名称の如何を問わない。また、建築士事務所、建設コンサルタント等の登録を公告において求めているものについては、特段の記載のない限り、本店又はいずれかの支店について登録があればよい。
- (9) 個別の委託業務について市長が特に必要と認めて資格を定めた場合は、当該資格を有する者であること。
- (10) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当しないこと。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が、入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (11) 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することができない。

### 2. 設計図書等の閲覧及び交付

規則ならびに工事請負契約約款については、本局総務課において閲覧に供する。

- (1) 入札に付する委託業務の設計図面、仕様書及び内訳明細書（以下「設計図書」という。）については、公告の日から入札日までの開庁日において交通局にて閲覧に供する。
- (2) 設計図書の交付については、公告に記載するパスワードを確認し、交通局ホームページからダ

ウンロードすること。(但し、公告に記載のない場合にはこの限りではない。メール等により設計図書閲覧通知書(パスワード記載)を通知する。)

(3) 設計図書の貸し出し、コピーは認めない。

### 3. 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問がある場合は、公告に定める期日までに、指定の「設計図書等に関する質疑書」(以下「質疑書」という。)に図面番号及び質問事項等を入力し、電子メールの添付ファイルとして交通局の9. 問合せ先のメールアドレスまで送信すること。その際、送信する電子メールの件名は参加希望の案件名称とし、ファイル名は入札参加者の商号又は名称に変更すること。
- (2) 質問に対する回答は、公告に定める期日までに、交通局ホームページ(入札公告)の各委託業務案件内にて質問者名を伏して掲示するので閲覧すること。
- (3) 質問事項の内容等に入札参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある場合は回答しない。

### 4. 入札手続き

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書の提出先は、告示に定めるとおりとする。
- (3) 入札書の提出期間は、公告に定めるとおりとする。
- (4) 入札に関する条件等
  - ア 入札金額は、特に指示しない限りは、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
  - イ 契約金額は、特に指示しない限りは、入札書に記載された金額に10%を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、合併入札の場合は対象業務の概要に記載する全ての業務の合計金額を入札書に記載すること。
  - ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
  - エ 入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を決めなければならない。
  - オ 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - カ 積算内訳書について
    - (ア) 積算内訳書(以下、「内訳書」という。)が必要な場合には、公告又は設計図書に記載しているので、確認すること。なお、不要な場合には記載しない。不要としている場合でも、入札後、内訳書の提出を求めることがある。
    - (イ) 入札に係る内訳書の提出にあたっては、各案件ごとの内訳書(参考様式)を交通局ホームページに掲載するので、公告に記載するパスワードにて内訳書をダウンロードし作成すること。(但し、公告に記載のない場合にはこの限りではない。メール等により通知されたパスワードにてダウンロードすること。)
  - キ 同一事項の入札について、1者の入札者が2通以上した入札でないこと。
  - ク 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ねた入札又は複数の入札者の代理をした

者の入札でないこと。

- ケ 設計図書、現場及び契約条項等を熟知した上で、適正に積算を行い、入札すること。なお、設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- (5) 前項の認定は入札執行者が行い、入札者は異議の申立てができないものとする。
- (6) 辞退について
- ア 入札を辞退するときは、その旨を申し出ること。
- イ 入札期間前においては、入札辞退届(任意の様式。差し支えない範囲の理由を記入すること。)を持参又は電子メール、FAXにより提出すること。
- ウ 辞退した場合において、辞退した者が既に提出した書類その他本市の電子ファイルに記録した情報は、無効とする。
- エ 一度辞退届を提出した場合には、当該辞退届を撤回することはできない。
- オ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 無効となる入札について
- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札
- イ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 予定価格を超える金額の入札又は最低制限価格未満の金額の入札
- エ 入札参加者間において、次の基準の関係にある者同士がしたすべての入札(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (7) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する2者以上の場合。
- 1) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権も有している。
- 2) 個人事業主や組合等の法人の理事が、他の会社の役員等を現に兼ねている。
- オ その他公告等において特に指定した事項に違反した入札
- (8) 入札の中止等
- ア 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。
- イ 入札参加申請をした者がいなかった場合又は審査の結果、入札参加資格を有する者がいなかった場合には、当該入札を中止するものとする。入札書の提出がなかった場合も、同様とする。
- ウ 公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。
- エ 入札参加者が不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
- オ 上記の場合には、速やかに当該措置の内容をポータルサイトに掲載するとともに、市が把握している入札参加予定者に通知するものとする。
- (9) その他
- ア 現場説明はしない。

イ 入札の結果、不調となったときは、地方公営企業法施行令施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 8 号に基づく随意契約とすることがある。

ウ 入札書に記載された金額が予定価格を超えている場合は上記(7)ウのとおり無効となるので、見積もった金額が予定価格を超えた場合は入札を辞退すること。

## 5. 開札手続き

- (1) 開札日は、公告に定めるとおりとする。
- (2) 落札は公告に掲載している予定価格以内の最低価格のものをもって落札とする。
- (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、くじにより、落札候補者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 落札候補者への連絡は、口頭、電話又は電子メール等により通知するものとする。
- (5) 入札執行回数は、1 回とする。

## 6. 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格の確認を行う日は、公告に定めるとおりとする。
- (2) 入札参加資格の有無の判定は、公告に定める開札日現在を基準とする。
- (3) 落札候補者のみに資格要件に係る審査の書類提出の通知を電子メール等により行う。
- (4) 落札候補者について資格要件の充足を審査し、入札参加資格を認められた者を落札者とする。また、審査の結果、落札候補者の資格要件が不足している場合、その者の行った入札は無効とし、次の順位の落札候補者から資格要件の審査を行い、落札者が決定するまで順次行うものとする。なお、落札者決定の通知は落札候補者の入札参加資格を認めたのち、速やかに行うものとする。
- (5) 必要書類について

### ア 建築関係の委託業務の場合

- (7) 建築士事務所登録証明書  
最新分で開札日現在有効なものの写し。
- (イ) 施工実績を証明する書類  
原則として、契約書の写し。
- (ロ) 配置予定技術者の資格を証明する書類
- (エ) 入札参加申請締切日以前に 3 ヶ月以上雇用していることを証明する書類  
監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料。
- (オ) その他公告等において指定する事項を証明する書類の写し。

### イ 土木関係の委託業務の場合

- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による建設コンサルタント登録を証明する書類  
最新分で開札日現在有効なものの写し。
- (イ) 施工実績を証明する書類

原則として、契約書又はテクリスの竣工時登録データ一式の写し。

(㊦) 配置予定技術者の資格を証明する書類

(㊧) 入札参加申請締切日以前に3ヵ月以上雇用していることを証明する書類

監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料。

(㊨) その他公告等において指定する事項を証明する書類の写し。

ウ 建築および土木関係以外の委託業務の場合

(㊦) 公告により登録の種類を指定する場合において、その登録を有することを証明する書類

(㊧) 業務実績を証明する書類

原則として、契約書又はテクリスの完了時登録データ一式の写し。

(㊦) 配置予定技術者の資格を証明する書類

(㊧) 入札参加申請締切日以前に3ヵ月以上雇用していることを証明する書類

監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料。

(㊨) その他公告等において指定する事項を証明する書類の写し。

(6) その他

ア 落札候補者が資格要件の審査に必要な書類の提出を求められた場合は、公告に定める日時までに交通局へ提出すること。資格要件の審査に必要な書類の提出の無い場合又は入札執行者の指示に応じないときは、資格要件を満たしていないものとし、無効とする。

イ 資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

ウ 提出された入札参加申込書及びその他の資料は、入札参加資格の確認以外に使用しない。また、返却もしない。

(7) 上記(4)に記載する資格要件の審査の結果、資格要件が不足している者にはその結果を理由を付して電子メール等により通知する。その通知を受けた者が理由について説明を求める場合には、公告に定める日時までに書面にその旨を記載し、交通局まで提出すること。

## 7. 契約の締結

(1) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 伊丹市交通局が定めた契約書により、全ての入札案件において契約書を作成するものとする。落札者は、契約書に記名押印し、必要書類とともに、原則落札決定後7日以内に、交通局に提出しなければならない。なお、契約書作成に係る費用はすべて落札者の負担とする。

ウ 合併入札における契約は各案件毎に行うものとし、各々の契約金額は、落札額を伊丹市交通局の設計額等で按分し算出する。

(2) 提出書類等

ア 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、規則により契約保証

金を免除することがある。

ただし、単価契約の場合にはその都度定めるものとする。

なお、契約保証金の納付は落札決定後速やかに行うものとし、契約保証金の納付を確認したのちに契約を締結する。

イ 提出された資料等は返却しない。ただし、伊丹市交通局において無断で使用できないものとする。

(3) 下請について

ア 下請業者の選定については、できる限り市内業者を活用すること。

イ 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないように努めること。

(4) その他

ア 委託業務完成保証人は不要とする。

イ 落札者は、契約期間中、入札申込時に届出をした配置予定技術者を当該業務に配置すること。配置できない場合は、資格制限等の措置を行うことがある。

ウ 病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

エ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、資格制限等を受けた場合は契約を締結しない。この場合、場合、伊丹市交通局は一切の損害賠償の責を負わない。

8. その他

(1) 入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者数及び参加者名は、入札執行以降に公表する。

(3) 入札参加者は、本市が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。

9. 問合せ先

〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地 伊丹市交通局総務課

TEL 072-781-3753 Fax 072-781-5711 E-Mail 550101@city.itami.lg.jp

伊丹市交通局ホームページ（入札・契約） <https://itamicity-bus.jp/nyusatu>